

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 教育総務課

許認可等の内容		栃木市入学資金融資あっせんの決定
根拠法令等及び条項		栃木市入学資金融資規則第7条2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市入学資金融資規則第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市入学資金融資規則抜粋</p> <p>(融資対象者)</p> <p>第2条 資金の融資を受けることができる入学者の保護者（父母兄弟又はこれに代わる者をいう。）は、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 市内に1年以上居住していること。</p> <p>(2) 市税を完納していること。</p> <p>(3) 融資を受けた資金の償還が確実であること。</p> <p>(4) 市内に住所を有する確実な連帯保証人があること。</p>	